

都市ガス供給に係る仕様書

（京都市東北部クリーンセンター）

京都市東北部クリーンセンター

（担当：温谷、飛田、荻内）

第 1 総則

1 趣旨

本仕様書は、京都市東北部クリーンセンターに係る都市ガスの供給における契約に基づく仕様書である。

2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

- (1) この仕様書において、需要施設とは、当該契約における都市ガス供給場所である、京都市東北部クリーンセンターをいう。
- (2) 供給者とは、当該契約における需要施設への都市ガスの供給を行う者をいい、本市と都市ガス供給契約を締結する、ガス事業法第 2 条第 3 項に定義されるガス小売事業者をいう。
- (3) 託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に都市ガスを供給するための、供給者と需要施設の間の導管を維持、及び運用するガス事業法第 2 条第 6 項に定義される一般ガス導管事業者をいう。
- (4) ガス会社とは、供給者及び託送者の両者をいう。
- (5) 監督員とは、京都市契約事務規則第 39 条に規定する職員をいい、この契約において京都市東北部クリーンセンターに所属する職員をいう。
- (6) 検査員とは、京都市契約事務規則第 46 条に規定する職員をいい、この契約において京都市東北部クリーンセンター施設係長をいう。

第 2 仕様概要等

1 需要施設概要

- | | |
|--------------|----------|
| (1) 対象施設 | 別添資料のとおり |
| (2) お客様番号 | 別添資料のとおり |
| (3) 供給地点特定番号 | 別添資料のとおり |
| (4) 需要場所の住所 | 別添資料のとおり |

2 ガスの概要

- | | |
|-------------|---------------------|
| (1) ガスの種類 | 都市ガス 13A |
| (2) 供給熱量 | 45MJ/m ³ |
| (3) 供給圧力 | 別添資料のとおり |
| (4) 用途（参考） | 別添資料のとおり |
| (5) メーター号数 | 別添資料のとおり |
| (6) 契約最大使用量 | 別添資料のとおり |
| (7) 契約年間引取量 | 別添資料のとおり |
| (8) 契約使用可能量 | 別添資料のとおり |

- (9) 契約月別使用量 別添資料のとおり
- (10) 契約年間使用量 別添資料のとおり

3 供給ガスの仕様

(1) 予定数量

- ア 別添資料の契約月別使用量及び契約年間使用量は、本件入札額の積算のために示す過去の実績であり、本件の都市ガスの予定数量を保証するものではない。
- イ 別添資料の契約使用可能量、契約年間引取量は、本件入札額の積算のため示す過去の契約実績であり、本件の契約内容を拘束するものではない。

(2) 契約期間

令和8年4月検針日の翌日から令和9年4月検針日まで

(3) ガス供給設備の財産分界点

敷地境界とする。ただし、取引用計量装置は一般ガス導管事業者の所有とする。

(4) 保安上の責任分界点

ガス消費機器（ガス栓より下流側）の保安、危険発生防止周知を供給者の保安区分とする。

(5) 計量日及び計量

- ア 前回の検針日及び今回の検針日における託送者によるガスメータの読み等により、その料金算定期間の使用量を算定する。
- イ 検針日は、託送者が定める検針日を原則とする。

(6) 原料価格

入札額の積算に用いる原料価格は、財務省貿易統計の令和7年7月から令和7年9月の公表値の平均原料価格（LNG：84,050円/t、LPG：79,370円/t）を用いて算出したものとする。

なお、石油石炭税等租税課金は、LNG 1,860円/t、LPG 1,860円/tを用いて算出するものとする。

(7) 料金制度

- ア 料金制度は、供給者毎の供給条件等にて設定することができるものとする。
- イ 供給者は、ガス料金の算定の基礎となる原料費の変動によりガス料金単価を変更する必要がある場合は、その変動額に応じた料金の割引及び割増（原料費調整）を行うことができるものとする。ただし、大阪ガス株式会社において定める割増額を上回り、又は減額幅を下回らないものとする。

(8) その他

入札参加資格確認の申請時まで適正な大口供給制度供給条件等を定めていること。

4 一般事項

(1) 注記事項

- ア 供給者は、仕様書に明記の無い場合又は疑いを生じた場合においては、監督員と協議する。
- イ 供給者は、仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督員と協議する。

ウ 供給者は、当該契約内容を変更しようとする場合は、監督員と協議のうえ、その承諾を得る。

エ 供給者は、本市が締結する別契約の関係業務について監督員の指示により、当該関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る。

オ ガス会社は当該契約に関する業務に伴い、廃材、塵、配線屑等が発生した場合は、そのすべてを構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理する。

(2) 連絡体制

供給者は当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を監督員に提出すること。

ア 緊急時の連絡体制

イ 当該契約担当者名、組織図及び連絡先

ウ 協議窓口の所在地

(3) 報告

供給者は計量装置の検針結果をその都度、監督員に報告する。また、当該契約にかかわる不測の事態が発生した場合などについても早急に監督員に報告し、その指示を受けて調整を行う。

なお、報告は監督員の承諾を受けた場合を除き、原則として書面にて行う。

(4) 検査

ア 供給者は、当該契約の内容が完了したときは、検査員の検査を受けなければならない。

イ 前項の規定により難しい場合は、検査員の指示により、中間検査とすることが出来る。

(5) 資料の提供

ア 供給者は、都市ガスの使用及びガス料金に関する資料を監督員から求められた場合は、速やかに応じなければならない。

なお、資料の様式及び提出方法については監督員の指示による。

イ 供給者は、契約期間の終了に伴い契約期間中の月次毎の最大ガス使用量及び使用ガス量等を書面で監督員に提出すること。

なお、様式及び提出方法については監督員の指示による。

(6) 秘密の保持

供給者は、業務上知り得た情報並びに事項については、事前の承諾なく他に漏らしてはならない。また、供給終了後も同様とする。

5 その他

(1) 設備の状況及び変更等

当該契約期間中における需要施設の変更等における技術的な協議については、監督員、供給者及び託送者の3者によることとし、その決定については3者の合意によるものとする。

(2) 負担金等

供給点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については、原則として託送者のガス供給約款等に準ずるものとする。また、需要施設の工

事、保守点検作業、不慮の事故等に伴う託送者区分バルブ操作などのガス会社の作業に係る費用は、原則的には原因者負担とし、それにより難しい場合は都度協議とする。

(3) ガス供給の停止

供給者は、ガス会社の都合等により契約期間中にやむを得ず当該施設へのガス供給を一時停止する必要がある場合には、事前に監督員と十分な協議を行い、監督員の承諾を得るものとする。また、ガス会社設備の不慮の事故等に伴う当該需要設備へのガス供給停止の際には、ガス会社は速やかに監督員へその原因、状況、復旧予定などの関連情報を連絡すること。

(4) 緊急時の対応

事故等によるガス供給停止などの緊急時には、監督員からガス会社に確実に連絡がとれ、現地での復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置すること。また、災害等によるガス供給停止時には、前述の体制で監督員、託送者と協議のうえ、復旧作業に協力を行うこと。

(5) 協議窓口

当該契約期間中における本市と供給者との契約条件、契約内容変更、需要施設の設備の変更等に伴う協議窓口は、原則として京都市内とする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

6 特記事項等

(1) 使用ガス量の増減予定

当該契約期間内において、当初予定している使用ガス量が大幅増減する予定はない。

(2) 計画的な設備改修の予定

当該契約期間内において、大幅な既存ガス設備の変更工事、ガス引込の変更を伴う工事、大規模な仮設ガス供給の計画はない。ただし、災害、緊急性を伴う公共事業、その他予測不可能な事態が発生した場合はこの限りではない。

(3) 予算が減額された場合等の途中解約

- 1 発注者は、翌年度以降においてガス料金に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により発注者がこの契約を解除した場合において、供給者は、発注者が翌年度以降に支払いを予定していたガス料金を請求することはできない。
- 3 供給者は、前項に定めるもののほか、第1項の規定により発注者がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、発注者に請求することはできない。

別添資料

	対象施設	お客様番号	供給地点 特定番号	需要場所の住所	供給圧力	用途 (参考)	ガスメーターの 種類(号数)	契約最大 使用量 (㎡/h) ※1	契約年間 引取量 (㎡) ※2	契約使用 可能量 (㎡) ※3	契約月別使用量(㎡) (令和8年度予定)												契約年間使用量(㎡) (令和8年度予定)
											4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	東北部クリーンセンター	13-00-018-65-8680	00212600061433606	京都市左京区静海市市原町1339	中圧B	あきない割	R1000	-	-	-	400	400	55,960	16,800	400	400	11,800	16,800	16,560	35,480	400	16,400	171,800
2			00212800095916507		中圧B		R1000	-	-	-													
3			00212900095916505		中圧B		R1000	-	-	-													
4			00212700061433604		低圧(引込は中圧B)		M10G	-	-	-	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	396
5																							
6																							
7																							
8																							
9																							
10																							

※1 契約最大使用量とは、契約で定める1年間を通じて1時間あたりの最大ガス使用量をいう。該当する用途のみ記載すること。

※2 契約年間引取量とは、1年間において引取らなければならない使用量をいう。該当する用途のみ記載すること。

※3 契約使用可能量とは、使用機器の標準熱量から算出される値で、該当する用途のみ記載すること。